

令和5年度
広島県「自転車マナーアップ強化月間」スローガン

自転車も 車社会の 責任者

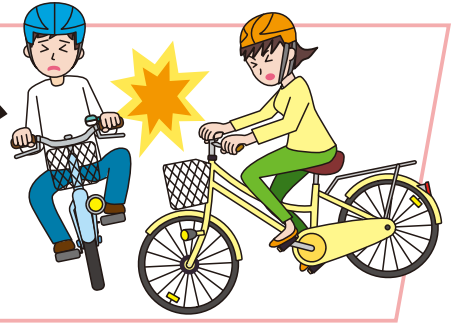
5月は
自転車
マナーアップ
強化月間

毎月1日は
自転車
安全利用の日



万一の
事故に
備えて

ヘルメットを着用し、
自転車保険に
加入しましょう。



ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。
事故による被害を軽減するために、大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

自転車
安全利用
五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

令和4年11月改定

夕暮れ時・夜間は
LEDライトや反射材用品を
活用して交通事故から
身を守りましょう。



広島県警察反射材活用
促進キャラクター 「キラリ☆マン」

広島県交通対策協議会 広島県自転車安全教育推進委員会
公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

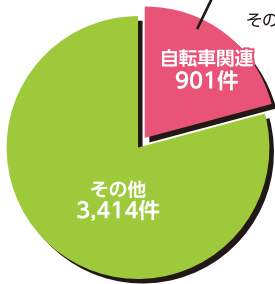
広島県における自転車に関する交通事故の状況 (令和4年)

※広島県警察本部 交通企画課

●総事故件数(4,315件)に占める自転車関連事故件数の割合

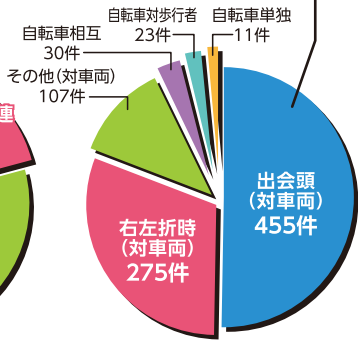
自転車関連が全体の21%を占める

※なお、令和4年中の自転車事故死者数は6名

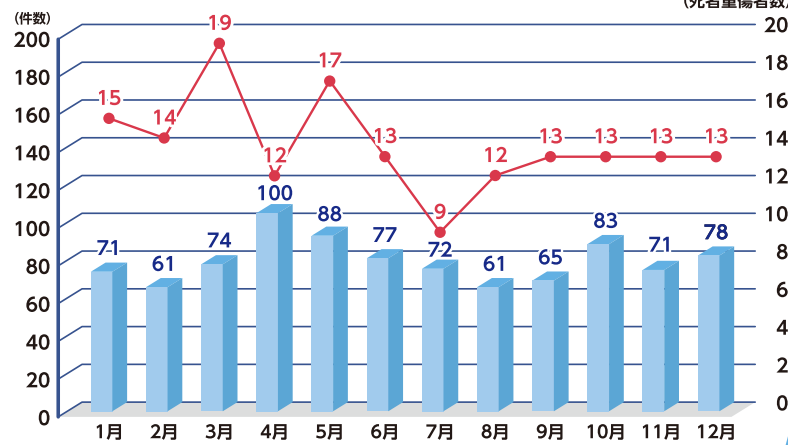


●自転車関連事故の人傷事故発生状況(計901件)

事故の約半数(51%)は出会い頭(対車両)で起きている

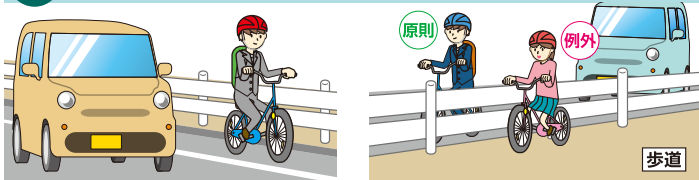


●自転車関連事故の月別発生状況



自転車安全利用五則を守りましょう! 令和4年11月改定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



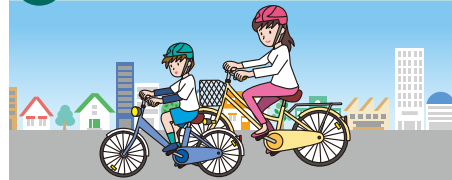
3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



万一の事故に備えて ヘルメットを着用し、自転車保険に加入しましょう

●ヘルメットの着用 努力義務

ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。事故による被害を軽減するために、大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

- 改正道路交通法(令和5年4月1日施行)では、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が規定されました。
- ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

●自転車保険の加入 義務

自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生しています。万一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

- 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により、令和5年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入の義務が規定されました。
- 近年、自転車利用者の赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂でスピードを落とさず交差点に進入する等のルール違反などにより、自転車が加害者となる交通事故が多発しています。被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、9,000万円を超える事例もあります。

自転車保険の種類について

- 自転車保険には、様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの(賠償責任保険)なのか、補償内容を十分確認して加入してください。
- 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。



「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日施行

「自転車の点検整備」や「幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用」等の努力義務

令和5年4月1日施行

「自転車損害賠償保険等の加入」の義務